

教育委員会協議会議題

平成20年6月30日

1 報告事項

- (1) 市議会6月定例会の概要について(資料1 教育政策課)
- (2) 財団法人小田原市学校建設公社経営状況報告について(資料2 教育政策課)
- (3) 財団法人小田原市体育協会経営状況報告について(資料3 スポーツ課)
- (4) 学校における個人情報の取扱いについて(資料4 学校教育課)

平成20年市議会6月定例会の概要について

会 期 6月10日から6月27日まで

(厚生文教常任委員会開催日 6月18日)

教育委員会関係概要

(予 算)

案 件	審議結果	備 考
6月補正予算	原案可決	概要別紙のとおり

(陳 情)

案 件	審査結果	備 考
次期定数改善計画の実施と義務教育費 国庫負担制度堅持を求める意見書の採 択に関する陳情書	採 択	陳情書別紙のとおり

(一般質問)

別紙一覧のとおり

平成20年6月補正予算概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	予算額	主な内容
(項)委託金 (目)教育費委託金	685	<u>教育総務費委託金</u> 685 国際理解活動推進事業(小学校英語活動)委託金(国)
合計	685	

(歳出)

(単位：千円)

科目	予算額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	685	<u>国際理解教育推進経費</u> 報償費等 685 * 国際理解活動推進事業 (小学校英語活動)	685			
合計	685		685			

平成20年6月議会の概要について

一般質問（教育委員会関係質問事項）

質問順	議員名	質問事項	所管課	NO	頁
5	奥山	1 市長の所信表明について (2) 放課後児童クラブと市長が所信表明で言われている児童館との整合性について	青少年課	1	1・2
7	佐々木	1 学校教育について (1) 加藤新市長の学校教育に対する方向性について	教育政策課	1	3
		(2) 特別支援教育について	学校教育課	2	4
10	加藤	1 加藤市長の所信表明演説に関連して (2) 教育行政について	教育政策課 学校教育課 青少年課	2・3	5～8
		2 橘地域の諸問題について (1) 都市計画道路小田原中井線について	(産業政策課) 文化財課	4	9
12	大村	1 本市の教育と文化について (1) 新学習指導要領(2008年3月28日文部科学省告示)について (2) 小田原ならではの教育体制について (3) 武道の必修化について	学校教育課	4・5	10～14
14	田中	2 児童館について (1) 子どもの居場所づくりに児童館をと言われているがそれ自体の必要性をどのように考えているのか (2) なぜ通学区単位での設置を考えているのか伺う	青少年課	5・6	15・16
15	関野	2 前小澤市政が進めようとした施策について、どのように対応されるのか (1) 小・中学校の校舎リニューアル計画と校舎等の建設・改修を進めることについて	教育政策課	6	17・18
17	杉山	1 所信表明に関連して (1) 「新しい小田原」まちづくりについて	(企画政策課) (文化交流課) 文化財課	6	19
19	志澤	4 教育問題について (1) 全国学力・学習状況調査の活用について (2) 小学校における英語教育について	学校教育課	7	20・21

※ 一般質問

議員	No	答弁	質問要旨	答弁要旨
	1	市長	放課後児童クラブ事業をどのように評価しているのか。	放課後児童クラブは、保護者の就労等により放課後適切な保護を受けられない児童の安全確保と健全育成の観点から、大変に重要な事業であると認識している。本市では、小学1年生から3年生までを対象とし、児童の安全確保の観点から、小学校内で開設することを基本方針としており、現在のところ大きな事故もなく、順調に事業を展開している。また、増加する入所希望に対応するため、平成18年度には、市内25の小校区全てに放課後児童クラブを開設し、平成19年度からは、閉所時間を30分延長し18時30分とするなど、保護者のニーズに順次対応しており、大きな成果を上げていると評価している。
奥山	2	市長	児童館整備に伴い放課後児童クラブの存続はどうか。また児童館の開設にあたり安全面など防犯対策をどう考えているのか。	児童館については、現段階では、地域が主体となり、地区公民館や空き店舗などを活用しながら設置・運営し、これに対して行政が必要な支援を行っていく形を考えている。子どもの居場所づくりは、最も基本かつ重要となる防犯対策などの安全面を含め、需要の把握、規模や機能、運営方法等について、青少年やその育成関係者、地域住民等の意見を聴くとともに、国が提唱している「放課後子どもプラン」等の動向にも十分注視していくなど、調査・研究を行いながら進めていきたい。児童館整備に伴う放課後児童クラブの存続については、両者は役割の点で重複する面もあるが、ご指摘のとおり、安全面を考え、当面は、需要や緊急性の高い放課後児童クラブの環境の整備、充実に努めてまいりたい。

佐々木	3	市長	<p>子どもたちの命や権利を守るための予算の優先順位を上げるべきと考えるが、学校教育費の予算配分についてどう考えているか。</p>	<p>少子化が進行する中、小田原で生まれ育つ子どもは、まさに小田原の未来そのものである。厳しい財政状況ではあるが、子どもたちが安全に、そして安心して教育を受けることの出来る環境を整えることは私たちの責務であり、小田原の未来を担う人材の育成には、しっかりと投資を行う必要がある。私も学校現場にPTA会長として関わり、教育費が足りないことを実感している。これまで、おやじの会など保護者や地域の皆さんの力で補ってきたが、市の予算についても十分に手当していかなければならないと考えている。具体的な予算配分については、ハード、ソフト両面において、全体の予算の中でどのようにできるか、教育現場の生の声も聞きながら検討していく。</p>
佐々木	4	教育長	<p>市としての特別支援教育に対する考え方や方向性をどのように考えているのか。</p>	<p>私は、教育長として本市のすべての子どもが幸せを実感できるようにと願っている。本市の特別支援教育においても同様の考えであり、障害のあるなしにかかわらず、教育上配慮を要する子どもたち一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことによって、どの子どもも幸せを実感して欲しいと願っている。その具現化のために、教育委員会としては、通級指導学級や特別支援教育相談室を設置し、それぞれのニーズに対応できる場を設けている。また、個別の対応が必要な子どもたちに対して介助員を配置するとともに、各校に対して必要に応じて校内支援体制の充実を図っていくための指導をしている。今後はさらに、様々なニーズに、より効果的に対応していかれるようこれらの事業の充実を図るとともに、学校と関係機関との連携を密にしていくための体制作りにも努めるなど、特別支援教育のさらなる充実のための推進を図っていきたい。</p>

加藤	5	市長	<p>市長が考えている小田原市の教育の在り方について伺いたい。</p>	<p>少子化社会が進行し、若者世代が減少していく中、小田原で生まれ育つ子どもたちは、かけがえのない存在であり、小田原の未来そのものである。将来の小田原を担うべき子どもたち一人ひとりに、社会規範や豊かな心を育ていくために、家庭・学校・地域が、それぞれの役割をきちんと果たし、お互いに十分な連携を図りながら、地域総ぐるみで人づくりを進めていく必要がある。専門的な知識・技能を持った地域の方やシルバーボランティアの方などを積極的にスクールボランティアとして学校に招き、指導にあたってもらうことや、また、文部科学省が進めている「学校支援地域本部事業」を視野に入れるなど、これまで以上に、地域として十分なエネルギーを子どもたちに注ぐことができるような仕組みを整えていきたい。</p>
	6	市長	<p>市長は、偉人を活用した小田原ならではの教育体系構築を図ろうと考えているが、具体的にはどのような施策を考えているのか。</p>	<p>多くの偉人を輩出している本市では、独自の芸術や文化が着実に市民生活に浸透しつつあり、小田原市民の誇りと愛郷心が育まれている。学校教育においては、二宮尊徳学習事業や、本市教育委員会が作成した「偉人や史跡」等の学習資料のホームページを活用するなどして、郷土の先人について学んだり、小田原ゆかりの曲を1冊にまとめた歌集「おだわらっこ心のハーモニー」を入学児童に配布したりして、これまでも小田原独自の学習を進めてきている。今後は、これら各種事業の更なる効果的な活用法の工夫や見直しと再構成を進めるとともに、必要に応じて新たな事業の立ち上げを研究するなどし、小田原市民の誇りと愛郷心が育まれていくような学習プログラムを検討していきたい。</p>

加藤	7	市長	<p>市長が考える「子どもの居場所づくり」とは、どのような形態で何を目的に行うつもりなのか。また、児童館や小図書館は新たに建設する予定であるのか伺う。</p>	<p>安全で安心して遊べる場所の不足、地域や異世代間とふれあう機会の薄れなど、青少年を取巻く環境は大きく変化している。このような状況の中で、家庭、学校とともに地域社会で青少年を見守り、ふれあいの場作りを進め、未来を担う人材を育てていくために、既存の施設やソフト事業に加えて、身近な場所に、地域の子どもの居場所が必要であると思っている。児童館や小図書館については、新たに建設することは難しいため、現段階では、地域主体により、地区公民館や空き店舗などを活用しながら設置・運営されるよう工夫し、これに対して行政が必要な支援を行っていく形を考えている。いずれにしても、子どもの居場所づくりは、国が提唱している「放課後子どもプラン」等の動向も注視しながら対応していくとともに、需要の把握など十分な調査・研究を行い、進めてまいりたい。</p>
	8	市長	<p>機構を見直し生涯学習部の一部を市長部局に移管する考えはないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、文化・スポーツに関する事務については、自治体の判断により市長が担当できるようになった。これは、教育行政における地方分権の現れの一つであるが、生涯学習の分野がまちづくりの要素として大きな地位を占めるようになった実情を考慮したものと受け止めている。一方、学校、家庭、地域社会が連携して子どもを育成していくことがますます重要となっており、学校教育、社会教育に関する事務は、引き続き教育委員会が担当することとされている。小田原市の生涯学習に目を向けると、松永記念館や文学館などの文化施設や各種講座、イベントなどは、生涯学習の機能とともに観光客誘致の大きな要素となっている。また、観光ボランティアや市民教授の輩出など、地域での担い手づくりに大きな機能を果たしており、市長部局で総合的な視点から小田原文化を推進していくことも効果的と思われる。恵まれた環境を十分活かした、小田原ならではの質の高い教育や芸術文化を育てるため、どのような組織が適切か、こうした状況も踏まえ、現場の声を良く聞きながら検討していきたい。</p>

加藤	9	市長	<p>橘支所移転までに解決が必要な橘商工会と下中座が保有する舞台等の保管物について伺う</p>	<p>まず、橘商工会の移転については、橘タウンセンターこゆるぎの建設に際して、施設内での事務所の貸与を要望されたが、建設財源とした補助金の性格や施設規模から、商工会へは貸与ができないことを回答し、理解を得た。市としては、橘商工会に事務所移転問題対策委員会が設置されていることから、移転は商工会自身が主体的に決めるべき事項と認識しているが、これまでの商工会の地域振興や安心・安全に貢献する取組に鑑み、引き続き、相談や協力に応じてまいりたい。</p> <p>次に、下中座が保有する舞台等の保管物については、橘タウンセンターこゆるぎに、カシラや衣裳の展示スペースを設けたり、新たな保管場所の提案をするなど、市としても可能な範囲で協力を行っている。下中座としても、これら以外の移転の必要性についても十分認識されており、現在、移転先について検討を行っていると同っている。相模人形芝居は、国指定重要無形民俗文化財でもあることから、保管物については適切な保管や管理ができるよう、今後も関係者との連携を図ってまいりたい。</p>
	大村	10	教育長	<p>新学習指導要領の概要について伺いたい。</p>
11		教育長	<p>新学習指導要領の実施に伴い、授業増などで教育費の増額や教員の増員が必要と感じるが、このことについてどのように考えているのか。</p>	<p>本市の今年度の教育予算は、約54億円であり、一般会計に占める割合は、平成18年度からほぼ9パーセント台で推移している。教員の増員については、新学習指導要領の先行実施を円滑に進めるため、現在、文部科学省が策定中の「教育振興基本計画」に位置付け、段階的に教員を増員していく予定と聞いている。市としては、継続して、国・県に対して、教職員の増員を要望していきたい。</p>

大村	12	市長	<p>マニフェストに掲げている「小田原独自の学習プログラム」の具体的な内容について伺いたい。</p>	<p>加藤議員にお答えしたように、自然・歴史・文化等すばらしい素材に恵まれた本市では、独自の芸術や文化が着実に市民生活に浸透しつつあり、小田原市民の誇りと愛郷心が育まれている。学校教育においては、二宮尊徳学習事業や、本市教育委員会が作成した「偉人や史跡」「文学・芸能」等の学習資料のホームページを活用するなどして、郷土の先人について学んだり、小田原ゆかりの曲を1冊にまとめた歌集「おだわらっこ心のハーモニー」を入学児童に、理科の副読本「小田原の自然」を小学校4年生に配布したりして、これまでも小田原独自の学習を進めてきている。今後は、具体的な内容について多方面の皆さんと相談しながら、子どもたちの発達段階に応じた系統的な学習プログラムの作成にあたっていきたい。</p>
	13	教育長	<p>新学習指導要領では、武道の必修化が実施されるが、その具体的な内容を伺いたい。</p>	<p>これまで武道とダンスについては、どちらかを選択できるようになっていたため、中学校3年間で武道を履修することなく卒業する生徒がいた。今回の新学習指導要領では、柔道・剣道・相撲などの武道の扱いが必修となったことによって、男女すべての生徒が、平成24年度から、必ず武道を履修することになった。武道の教育的効果としては、基本となる技を用いて攻防を展開し、技ができる楽しさや喜びを味わうとともに、「相手を尊重し伝統的な行動の仕方を守ろうとすること」「分担した役割を果たそうとすることや禁じ技を用いないこと」など、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができることである。</p>
	14	教育長	<p>現在の市内中学校における武道の学習状況について伺いたい。</p>	<p>現在の学習指導要領では、第1学年では武道とダンスから1種目を、第2・第3学年では武道・ダンス・球技から2種目を選択することになっている。武道の内容としては、柔道・剣道・相撲が示されており、本市では学校により、柔道・剣道を行っている。また、この武道等の選択授業は、概ね、年間10時間程度行われている。柔道を選択しているほとんどの学校では、体育館に畳を敷き詰めて取り組んでおり、剣道を選択している学校では、体育館や多目的ホールで行っているところが多い。</p>
田中	15	市長	<p>児童館の整備場所として、通学区単位での設置を考えているようだが、その理由を伺いたい。</p>	<p>地域における青少年の日常的生活行動範囲として、その最小単位は小学校区であると考えている。児童館は、安心して歩いて行くことが出来る、普段から馴染みのある地域の人たちの見守りがある、などの理由から、現段階では、小学校区単位での設置が望ましいと考えているところであるが、番奥山議員の質問にもお答えしたとおり、当面は、需要や緊急性の高い放課後児童クラブの環境の整備、充実に努めてまいりたいと考えているのでご理解いただきたい。</p>

田中	16	市長	<p>子どもの居場所づくりとして児童館整備をあげているが、市長はそれ自体の必要性について、どのように考えているのか。</p>	<p>かつては身近にあった、安全で安心して遊べる場所の不足、地域や異世代間とふれあう機会の薄れなど、青少年を取巻く環境が大きく変化している中で、「子どもの居場所」に関する施策は重要であると認識しており、既存の施設やソフト事業に加えて、身近な場所に、地域の子どもの居場所が必要であると思っている。児童館については、奥山議員及び加藤議員の質問にお答えしたとおり、現段階では、地域が主体となり、地区公民館や空き店舗などを活用しながら設置される形を考えている。これに対して行政が支援を行うことを考えているが、国が提唱している「放課後子どもプラン」等の動向も注視しながら対応していくとともに、需要の把握など十分な調査・研究を行い、進めてまいりたい。</p>
関野	17	市長	<p>「校舎リニューアル計画」と「校舎等の建設・改修計画」について、積極的に推進すべきと思うが、見解を問う。</p>	<p>本市では、児童生徒の安全確保を最優先に、学校施設の耐震補強や外壁改修等を計画的に進めるとともに、学校関係者や市民の皆様のご要望を反映させた「校舎リニューアル事業」の実施により、新しい教育内容や開かれた学校づくりへの対応を図るなど、既存校舎の長寿命化に向けた取り組みを行っている。今年度は早川小学校のリニューアル工事を施工するとともに、新たに「千代小学校校舎リニューアル推進部会」を設置し、学校やPTA、地域住民の皆様と整備内容について、現在協議を重ねているところである。今後も、耐震化やリニューアル整備を推進するとともに、将来的な改築等の計画について、あわせて検討してまいりたい。</p>
	18	市長	<p>教育費を増やさなければ校舎等学校施設の整備は進まないと思うが、市長の見解を伺う。</p>	<p>学校施設の改善については、耐震補強工事や外壁改修工事を優先的に実施するとともに、学校からの要望の多い、大規模なトイレ改修や空調設備の整備等を順次進めてきた。厳しい財政状況ではあるが、未来を担う人材の育成には、しっかりと投資を行っていく必要があると考えている。全体の予算の中で優先順位をつけながら、学校からの要望等を基に、国庫補助の活用も図りながら、計画的・効率的に学校施設の整備を進めていく。</p>
杉山	19	市長	<p>平成 20 年 3 月 13 日付けで『小田原城大手門前衛の「三の丸堀」遺構二地番の公収化について』要望書が提出されたが、この要望書の重要性についてどう考えているか。</p>	<p>申し上げるまでもなく、御指摘の土地は、近世小田原城三の丸大手門土橋と三の丸堀が展開していたところであり、歴史的に価値の高い重要な場所であると認識している。しかしながら、これら土地は、中心市街地の一角に位置し、周辺において様々な土地利用がなされていることも看過してはならない事実である。いずれにしても、御指摘の土地については、(仮称)城下町ホール現計画地の活用策をはじめとする三の丸地区におけるまちづくりの方向性について、市民や議会の皆様と十分に議を尽くし、その中で公有地化を含め検討してまいりたいと考えているので、御理解いただきたい。</p>

志澤	20	教育長	<p>全国学力・学習状況調査の19年度の活用状況と、今年度の公表について、並びに活用の予定、内容について伺いたい。</p>	<p>平成19年度全国学力・学習状況調査の結果については、教育委員会で分析を行い、本市の傾向をまとめ、各学校に伝えた。これを受け、各学校においては、学習指導法の工夫・改善の資料として活用を進めている。また、今年度の調査結果については、有効な活用を図るため、詳細な分析を行うとともに、その結果に基づき、今後の教科指導等への具体的な方向性を学校に示していく予定である。この内容を受けた学校では、自校の調査結果と比較するなど指導のあり方を検証し、日常の指導法の改善を図っていくことになる。また、教育委員会としても、この結果について、本市の教育の現状として真摯に受け止め、今後の施策に反映させていきたい。本調査の数値結果の公表については、現時点では考えていないが、今後、公表の範囲などを含めて検討していきたい。</p>
	21	教育長	<p>英語教育の実施概要及び正式な導入を見据えた体制づくりなどをどのように考えているのか。</p>	<p>英語教育の実施概要は、平成23年度から小学校第5・6学年を対象に、週1時間、年間35時間の授業を実施するものである。本市における体制づくりについては、今年度、本定例会でご審議いただいた、「国際理解活動推進事業（小学校英語活動）」において、千代小学校が県内のモデル校の一つとして、教員の資質向上や指導方法の工夫・改善などについて研究を行う予定である。また、小学校の教員を対象に、大学教授を講師として招いた理論研修の実施や、本市としての共通の年間指導計画・マニュアルの作成をしていく予定である。これに加え、外国語指導助手や英語が堪能な地域人材などの支援が得られるような体制づくりを研究してまいりたい。専科教員については、英語教育は、子どもの実態をもっともよく理解している学級担任の力量を高めることが大切であると考えているので、現在のところ専科教員を充てることは考えていない。また、視聴覚教材などについては、文部科学省が作成した、英語ノート、付属のCD、指導資料などを活用するとともに、本市としても今後必要と考えられる教材の開発などをしていく予定である。いずれにいたしましても、小学校における英語教育が円滑に進められるよう万全を期してまいりたい。</p>

平成20年6月6日

各小・中学校長 様

小田原市教育委員会教育長

個人情報の管理体制の点検等について（依頼）

学校における個人情報の取扱いにつきましては、小田原市個人情報保護条例に基づいて適正な管理の徹底をご依頼してきたところですが、5月21日に、市内の小学校において、児童の電話番号等を登録した携帯電話を教諭が紛失するという事故が発生しました。

当該教諭は、事故直後に、情報の漏出防止の手立てをとり、校長とともに関係の全児童宅を訪問するなど、対応に努めてまいりましたが、未だに携帯電話は発見されておらず、個人情報の漏出や悪用等が懸念されます。

日頃より、児童・生徒や家庭に対して、「同級生の電話番号問い合わせの不審電話には応じないように」と指導をし、個人情報の保護に努めてきている中で、教員自身の意識が問われ、学校の信頼を損なうことにもなりかねない事故となってしまいました。

業務のIT化と情報技術の進歩の中で、児童・生徒等の個人情報が外部に流出することのないよう、個人情報の収集、利用、保管、情報機器の取扱い等、情報管理をますます徹底する必要があります。

つきましては、次の3点につきまして、早急にお取り組み下さいますようお願いいたします。

1 次の各具体的事項について、徹底と確認を行うこと。

(1) 個人情報の管理について

- ① 原則として校外に持ち出さない。
- ② 個人情報に関するものをやむを得ず校外に持ち出す場合には、学校が定めた許可手続きをとる。
- ③ 個人情報に関するものを校長の許可を得て校外に持ち出す場合には、手許から離さない、寄り道をしないなど、紛失・盗難防止に留意する。
- ④ 個人情報に関するもののうち、学級連絡網や児童生徒名簿等、校外において生徒指導や教育指導上の特定の目的に利用するものについては、教員の自宅に適切に保管し、持ち歩かない等、保管場所や管理方法を明確にする。
- ⑤ 個人情報が記載されている文書を机上に長時間放置したり、放置したまま帰宅したりしない。

(2) 個人情報を含むパソコン等の電子データの取り扱いについて

- ① デスクトップ型のパソコン本体のハードディスクには個人情報は保存しない。
- ② 個人情報のデータを保存した フロッピーディスク、USBメモリー、CD等の記憶媒体およびノートパソコンは、鍵のかかる場所にしまうなど厳重に保管する。
- ③ 個人情報の含まれるファイルは、他と分けて独立させてフロッピーディスク、USBメモリー、CD等の記憶媒体に保存する。また、すべてパスワードを設定して保存する。
- ④ 不必要な情報は削除する。

(3) 個人パソコン等の機器を使用する際の留意点について

- ① 個人パソコンのハードディスク、個人所有のUSBメモリー、フロッピーディスク等の記憶媒体には、児童・生徒や保護者等の個人情報を保存しない。なお、電子データの持ち出し等については、(1)①～③記載のとおり。
- ② 校務に関わる文書作成等を行っているすべてのパソコンへは、Winnyをインストールしない。既に入っている場合には、削除をする。また、Winnyの入っているパソコンで扱ったファイルは、学校のパソコンでは一切使用しない。(18年3月14日付通知)

(4) 携帯電話における個人情報の扱いについて

- ① 個人の携帯電話には、原則として、児童・生徒等の電話番号、メールアドレス等の個人情報を登録しない。(3)の①に準ずる)
- ② 生徒指導や教育指導上、個人の携帯電話に児童・生徒等の電話番号やメールアドレス等の個人情報を登録する必要がある場合には、あらかじめ目的を明確にし、校長が許可をした上で、本人の同意を得る。また、登録する内容は、必要最小限の情報とする。
- ③ 必要があって携帯電話に個人情報を登録する場合には、パスワード設定をする。また、氏名を記号等で示す、児童・生徒が属する集団が判るような特定のフォルダへの登録をしないなど、個人情報が特定されないようにする。
- ④ 必要があって携帯電話に児童・生徒等の個人情報を登録した場合には、(1)①～④を適用する。
- ⑤ 携帯電話に個人情報を登録した場合においては、個人的な使用などの目的外の利用はしない。また、必要がなくなった時点で、登録内容及び通信データ等を速やかに且つ確実に削除する。

(5) 補足

児童・生徒、保護者等の個人情報の収集、利用、提供、管理、破棄に関しては、すべて、「小田原市個人情報保護条例」の規定による。

2 1に記載の各具体的確認事項に基づいて、各学校の個人情報管理体制並びに個人情報管理マニュアルの確認と見直しを行うこと。

3 次に示すものを学校教育課宛ご提出下さい。

- ① 別紙「個人情報管理体制の点検確認表」…………… 6月16日(月)迄 (FAX可)
- ② 学校の情報管理体制、マニュアル等
(上記1により見直し等をしたもの) …………… 7月10日(木)迄

※ 平成20年5月22日付依頼の「事故防止日常点検チェックリスト」については、「個人情報管理体制の点検確認表」に併せて、引き続き、継続的な取り組みをお願いいたします。

学校教育課指導担当(手塚)
TEL 33-1686

個人情報管理体制の点検確認表

学校名

校長名

次のとおり確認をしましたので報告いたします。

※ 各項目ごとに全職員
で確認したことに○を
つけてください。

1 個人情報の管理について

対 応	全職員 確認済
① 原則として校外に持ち出さない。	
② 個人情報に関するものをやむを得ず校外に持ち出す場合には、学校が定めた許可手続きをとる。	
③ 個人情報に関するものを校長の許可を得て校外に持ち出す場合には、手許から離さない、寄り道をしないなど、紛失・盗難防止に留意する。	
④ 個人情報に関するもののうち、学級連絡網や児童生徒名簿等、校外において生徒指導や教育指導上の特定の目的に利用するものについては、自宅に適切に保管し、持ち歩かない等、保管場所や管理方法を明確にする。	
⑤ 個人情報が記載されている文書を机上に長時間放置したり、放置したまま帰宅したりしない。	

2 個人情報を含む電子データやパソコン等の取り扱いについて

対 応	全職員確認済
① デスクトップ型のパソコン本体のハードディスクには個人情報は保存しない。	
② 個人情報のデータを保存したフロッピーディスク、USBメモリー、CD等の記憶媒体およびノートパソコンは、鍵のかかる場所にしまうなど厳重に保管する。	
③ 個人情報の含まれるファイルは、他と分けて独立させて記憶媒体に保存する。また、すべてパスワードを設定して保存する。	
④ 不必要な情報は削除する。	
⑤ 個人パソコンのハードディスク、個人所有のUSBメモリー、フロッピーディスク等の記憶媒体には、児童・生徒や保護者等の個人情報を保存しない。	
⑥ 個人情報に関する電子データについても、原則として、校外へは持ち出さない。	
⑦ 個人情報に関する電子データをやむを得ず校外に持ち出す場合には、学校が定めた許可手続きをとり、手許から離さない、寄り道をしないなど、紛失・盗難防止に留意する。	
⑧ 校務に関わる文書作成等を行っている個人パソコンへは、Winnyをインストールしない。既に入っている場合には、削除をする。また、Winnyの入っているパソコンで扱ったファイルは、学校のパソコンでは一切使用しない。	

3 携帯電話における個人情報の扱いについて

対 応	全職員確認済
① 個人の携帯電話には、原則として、児童・生徒等の電話番号、メールアドレス等の個人情報を登録しない。	
② 生徒指導や教育指導上、個人の携帯電話に児童・生徒等の電話番号やメールアドレス等の個人情報を登録する必要がある場合には、あらかじめ目的を明確にし、校長が許可をした上で、本人の同意を得る。また、登録する内容は、必要最小限の情報とする。	
③ 必要があつて携帯電話に個人情報を登録する場合には、パスワード設定をする。また、氏名を記号等で示す、児童・生徒が属する集団が判るような特定のフォルダへの登録をしないなど、個人情報が特定されないようにする。	
④ 必要があつて携帯電話に児童・生徒等の個人情報を登録し、それを校外に持ち出す場合には、学校が定めた許可手続きをとる。また、手許から離さない、寄り道をしないなど、紛失・盗難防止に留意する。	
⑤ 携帯電話に個人情報を登録した場合においては、個人的な使用などの目的外の利用はしない。また、目的外の場所では持ち歩かずに、保管場所や管理方法を明確にする。	
⑥ 携帯電話に個人情報を登録した場合においては、必要がなくなった時点で、登録内容及び通信データ等を速やかに且つ確実に削除する。	

※ 各項目ごとに全職員で確認したことに○をつけてください。